

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月10日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター 所長 山下 秀幸

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣：太平洋中・西部海域）に係る用船及び漁獲物販売委託業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 令和8年5月13日
至) 令和8年8月20日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、1隻分の用船料1ヶ月分に相当する金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
GRC横浜ベイリサーチパーク 6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課
電話 045-277-0179
FAX 045-277-0209

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣：太平洋中・西部海域）に係る用船及び漁獲物販売委託業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣：太平洋中・西部海域）に係る用船及び漁獲物販売委託業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和8年3月6

- 発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
- ※注 1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注 2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

10. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL:http://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

用 船 仕 様 書

1. 調査名：海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣：太平洋中・西部海域）

2. 調査目的・概要

遠洋かつお釣漁業において稼働隻数や担い手の減少が想定される中、現状よりも少ない隻数および少ない乗組員数で生産規模を維持しつつ操業するための生産性向上に係る技術を開発・実証し、本漁業の将来にわたる安定的な経営と漁獲物供給に資することを目的とする。このため、遠洋かつお釣漁船を用船し、令和 8 年 5 月から令和 8 年 8 月に日本近海海区、天皇海山・西経海区および北緯中南・ミッドウェイから南方海域等で調査を実施する。

3. 調査項目

(1) 広域漁場探索技術の構築

本調査項目は、遠洋かつお釣漁業で実用可能な新たな漁場予測システムの提案を目指すものである。漁場予測の精度を向上させるためには海洋モデルの高精度化および漁場形成モデルの高度化が必要となる。令和 8 年度は海洋モデルの高精度化に必要なデータ同化に利用可能な海洋環境データを取得する。また、過去のデータも含めて操業や漁獲に係るデータを整理し、漁場予測モデル用データセットを作成する。

本調査項目において使用する衛星情報（水温図等）は開発調査センター（以下、センター）が用意する。調査員の聞き取り等に対し、漁労長は衛星情報、漁場の選択理由および漁場形成の要因を紐づけるための情報を提供する。

(2) 機械的判断に基づく追尾・操業対象魚群の取捨選択の効率化

本調査項目では、漁労長が操業対象となる魚群を取捨選択する手法の機械的判断を可能とし、効率的な操業を行うための技術開発を行う。令和 8 年度の調査では、漁撈機器データ集約システムを用い、マスト頂上に設置したカメラで撮影した魚群情報および漁撈計器（鳥レーダー、ソナー、魚群探知機、潮流計等）について、数値または画像等の基礎情報を収集する。これらの情報と漁労長の技術や経験を紐づけする。

本調査項目において各種データの収集に使用する漁撈機器データ集約システムはセンターが用意する。また、魚群情報を得るために必要なカメラ本体の用意およびマスト頂上へのカメラの設置・撤去はセンターが行う。また、調査員が目視調査を行う場所の確保および双眼鏡の貸し出しは乗組員が行う。漁労長は、調査員の聞き取り等に対し、魚群の取捨選択理由な

どの情報を提供する。

(3) 活餌利用の高度化

活餌不足への対応や洋上での活餌使用量削減のための取り組みとして、活餌の代替品を用いた簡易試験を行う。試験では、魚群が船体に蝟集した後に代替品を撒き餌し、集魚効果やその継続状況を確認する。具体的には、乗組員が飼桶付近に移動した後から、活餌と代替品を併用する。その際の代替品の捕食状況や漁獲状況をカメラから確認する。さらに、代替品を撒き餌した後の漁獲物をサンプリングし、胃内容物を調査する。

本調査項目で使用する代替品はセンターが用意する。また、代替品を撒き餌するタイミングや量については調査員と漁労長が協議して行う。代替品の撒き餌は調査員が行い、必要に応じて乗組員は調査員を補助する。また乗組員は、調査員の聞き取り等に対し、代替品に関する意見出しを行う。

(4) 漁労作業の省人省力化

本調査項目は省人省力化が可能な新たな漁獲物のシフト方法や水揚げ方法の開発・提案を目指すものである。具体的にはハッチ口を拡張し、ホイスト設置等の概念設計を行う。令和8年度は作業人員、作業時間および漁獲物の数量の記録を行い、技術導入前の対照データを収集する。

本調査項目では、乗組員は調査員の聞き取り等に対し、現状の課題や改善案に対する問題点などの情報を提供する。

(5) 生産・販売戦略に基づく収益安定化

一本釣り船凍カツオに対する消費者嗜好性の定量評価を行い、同カツオに対する消費・流通ニーズを明確化する。船上では、そのためのサンプルを採集する。

本調査項目で使用する脂肪測定機等の必要機材および資材はセンターが用意する。脂肪測定器による測定およびサンプル作成は調査員が行い、乗組員は調査員の指示に基づきサンプル作成を補助する。

(6) 生物調査および海洋観測

漁獲したカツオを対象とした生物調査および海洋環境把握のための観測を行う。

本調査項目の実施に必要な機材および資材等はセンターが用意する。生物調査を行う個体は乗組員による釣獲で取得し、得られた個体の生物調査作業は調査員が行い、必要に応じて乗組員は調査員を補助する。海洋観測に係る作業は調査員が行い、必要に応じて乗組員は調査員を補助する。

(7) その他

将来的な漁船全体での省人省力化技術の開発・実証を目指している。このため、上記の調査項目以外として、センターが実証してきた自動釣り機による漁獲およびフィッシュポンプによる活餌積み込みを通常操業の一環として行う。また、機関日誌はセンターが提供する機関日誌アプリを使用

して作成するものとする。

上記で使用する自動釣り機およびフィッシュポンプはセンターが用意する。また、自動釣り機およびフィッシュポンプを船に設置するための架台の設置および調査終了後の撤去はセンターが行う。乗組員は、調査員の指示に基づき、自動釣り機およびフィッシュポンプの操作および管理等を行う。機関日誌アプリとアプリ操作のためのタブレットはセンターが用意する。一方、機関日誌は紙媒体での保管が義務付けられていることから、受託者は印刷機を用意する。

4. 船舶要目

- (1) 漁業種類：かつお一本釣り漁業
- (2) 航海能力：50 日以上
- (3) 総トン数：450 トン以上
- (4) 漁撈設備等：竿釣り操業に必要な漁具及び曳き縄設備を有すること。
- (5) 付帯設備

① 航海計器等

GPS、プロッター、航海レーダー、海鳥レーダー、スキャニングソナー（25～200 kHz から 2 周波）、魚群探知機（25～200 kHz から 2 周波）、デジタル水温計、潮流計、風向風力計等の航海計器および漁撈関連機器を有すること。また、スターリンク、SSB、VHF の通信機器を有すること。なお、プロッターには、他国の排他的経済水域の境界が明示され、アップデートが必要になった場合は対応すること。また、漁撈機器は漁撈機器データ集約システムを介して NMEA 形式の数値情報が抽出可能であること。また、操業中は調査員が漁撈機器に表示された情報を閲覧できるようにしておくこと。

② 調査員室

調査員用の個室を確保し、机・照明・収納・就寝具を有すること。最大 2 名の寝台を有すること。

③ 冷凍設備

ブライン式冷凍設備を有し、日産 40 トン以上のブライン 1 級冷凍製品の生産が可能なこと。

④ 保冷設備

-40℃以下で保冷可能で、ブライン 1 級製品を 350 トン以上保冷可能なこと。

⑤ その他

フィッシュポンプを使用した活餌の積み込みが行えるスペースがあること。また、最大 3 台の自動釣り機を設置できるスペースを有すること。上記装置用の 200 V 電源を使えること。機関室において主機及び補機の燃油消費量を流量計で計測できること。

(6) その他

- ① 最大搭載人員中に、その他の乗船者を2名以上含んでいること。
- ② 本船は、以上の要件の他、法令で定められた設備は勿論、調査運航に支障を来さない相当の設備及び付属品を備え、かつこれらが維持管理されていること。
- ③ 船主は乗組員に対して、雇用体系について正しく説明すること。

5. 乗組員

- (1) 乗組員数 30 名以内とし、漁労長、船長、一等航海士、二等航海士、機関長、一等機関士、二等機関士、通信長が確保されていること。また、西経域の調査を行う可能性もあることから、甲区域で操業可能とすること。
- (2) 漁労長はかつお釣漁業の十分な知識と技量を有すること。
- (3) 乗組員の過半数がかつお釣漁業の経験を有すること。
- (4) 乗組員は身体頑健にして船上労働に耐えうる者であること。
- (5) 出入港時および操業中は恒常的にヘルメットおよびライフジャケットを着用すること。

6. 用船期間

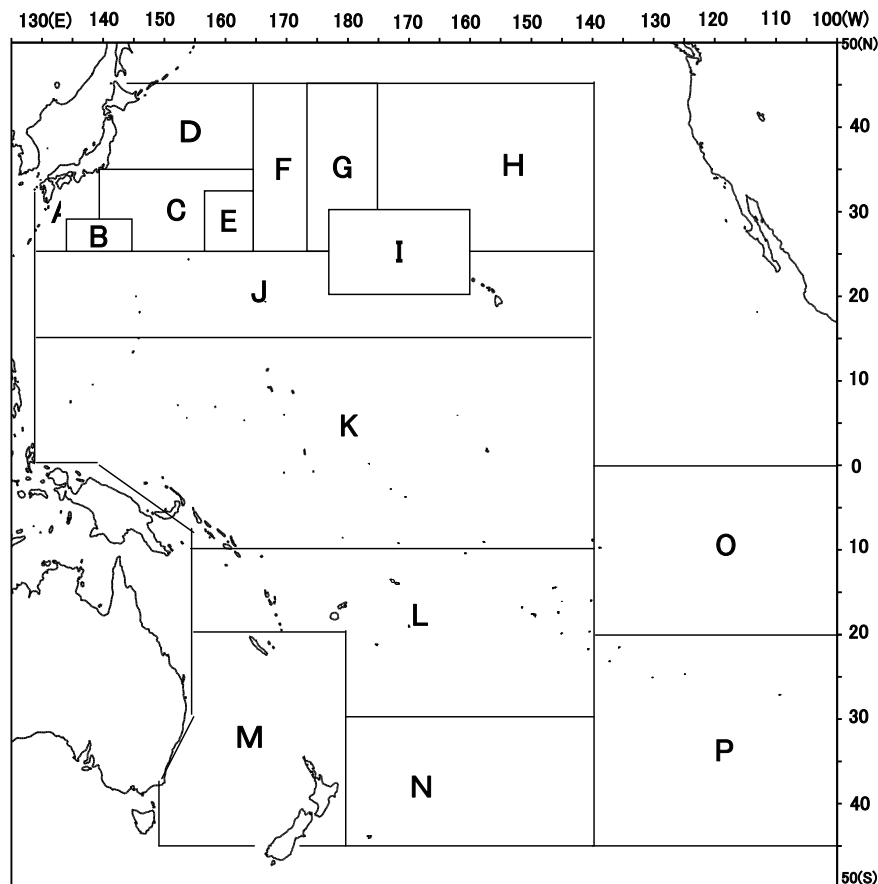
用船開始日：令和 8 年 5 月 13 日（水）（焼津港又は枕崎港）

用船解除日：令和 8 年 8 月 20 日（木）（焼津港又は枕崎港）

ただし、用船開始・解除の日程はセンターと船主側の協議により変更可能とする。

この間、日本近海、天皇海山・西経、北緯中南・ミッドウェイおよび南方海区で操業調査をそれぞれ実施する。水揚げおよび補給等は、主に焼津港又は枕崎港において行う。各航海において漁場を離脱する時期にセンターが漁獲物販売受託者と協議を行い、水揚げ場所を確定する。

7. 調査海域：太平洋中・西部海域



日本東方沖合海域

- 日本近海海区
 A.伊豆列島西側漁場
 B.西之島漁場
 C.伊豆列島東側漁場
 D.東側漁場
 E.シャッキー海膨漁場

- 天皇海山・西経海区
 F.天皇海山漁場
 G.天皇海山沖合漁場
 H.西経漁場

- ミッドウェイ海区
 I.ミッドウェイ近海漁場
 J.北緯中南漁場

南太平洋海域

- 南方海区
 K.南洋漁場
 L.南緯中南漁場

- タスマン・ニュージーランド海区
 M.タスマン海公海漁場
 N.ニュージーランド東側漁場

- タヒチ海区
 O.タヒチ東方
 P.タヒチ南東

8. 附帯業務（燃油及び塩の調達）

本用船に必要な燃油及び塩の調達は、センターの指示に従い、以下の要領により実施すること。

- (1) 調達にあたっては、入札や見積合わせ等により競争性の確保に努めること。
- (2) 調達した燃油及び塩の代金の支払いは船主において行うこと。
- (3) 船主は、センターから当該代金の支払いを受けるため、センターに対し調達に要した入札書、見積書等の証憑書類及び請求書を速やかに提出すること。

- (4) 外地又は洋上において補給したときは、決済の際に適用した換算レートを併せて報告すること。
- (5) その他調達にあたり必要な経費が生じるときは、船主はその経費の内容についてセンターと協議し承認を得ること。

【参考】 想定される調達数量

① 燃油

国内：約 600 kL

(A 重油 JIS 1 種 1 号相当品の規格を満たし、かつ硫黄分 0.5 質量%以下)

② 塩

国内：約 171 トン

内訳 ブライン用塩 28 t×2 航海, 同左用増し塩 0.5 t×2 航海
(①NaCl 純度 95 %以上の国内産 ②フレキシブルコンテナバッグ等に包装されていること。)

9. 担当研究所：開発調査センター

10. 船舶に搭載するコンピューター又は乗組員の使用するコンピューター並びに電磁的記録媒体のセキュリティーチェック

- (1) 船舶に積載する一切のコンピューター及び電磁的記録媒体については、用船開始時又は寄港地からの出港時にセキュリティーチェック（コンピューターウイルスの排除処理）を行うこと。
- (2) 上記（1）のチェックは、船主又は乗組員が用意した最新のウイルスに対応した検知・排除用のデータに基づいて行うか、調査員が用意するウイルスチェック用のソフトウェア（注）の何れかで行うこと。

（注）調査員は、マイクロソフト社の【Microsoft Defender】を持参する予定であるが、このソフトウェアに起因する故障やデータの破損等については、一切センターでは保障しない。したがって、船主又は乗組員がセキュリティーチェックを行うことが望ましい。

11. その他

- (1) 詳細については担当職員の指示に従い、関連法令を遵守し履行すること。
- (2) 他国の排他的経済水域における無許可操業の疑義が生ずる航行および操船は厳に慎み、同水域を無害航行する際は操業準備の体制を確実に解除すること。
- (3) 運航に関する事項については、本仕様書に定めるもののほか、別添「調査船に関する用船仕様書」によるものとする。
- (4) 受注にあたっては、本業務の用船期間において他の公的機関が実施する事

業に参画していない者であるか、または、参画している場合でも本業務の履行に支障のないよう調整できる者であること。

- (5) 機構調査員は利害関係者に該当するため、乗組員等は金銭、物品、食事等の供与を行わないこと。また、乗組員等は調査作業に協力すること。調査員は漁労従事者と異なり、労働基準法の対象になることから労働時間に法律上厳しい制約の上調査に従事する。
- (6) 用船期間中は、漁船、陸上の場所を問わず、調査員へのハラスメントは厳禁とし調査課題を履行する労働環境を提供すること。

調査船に関する用船仕様書

国立研究開発法人水産研究・教育機構

第一章 総 則

- 1 用船（以下「本船」という。）は国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」という。）を使用者とし、調査に従事することを目的とする。
- 2 本船は漁船法、船舶法、船舶安全法、電波法、海上衝突予防法、その他関係法令の規定に適合するものであり、かつ、所要の検査を受けこれに合格したものであること。
なお、国際航海に従事する場合にあっては、所要の条件を満たすものでなければならない。
- 3 本船は、機構が指定する海域において、調査を行うため、調査員等の指示に従い本船を運航しなければならない。
ただし、関係法令に定める船長の権限に及ぶものではない。
- 4 本船の乗務員の服務については、第三章「乗組員の服務に関する注意事項」のとおりとする。
- 5 本船は、調査員等の適当な居住設備を準備するとともに、その任務に必要な便宜を与えなければならない。
- 6 本船の乗務員は、船舶職員法に規定する資格を有する職員とし、調査について、別に必要な員数を定める。
- 7 本船には次の設備を備えなければならない。
 - (1) 標 識
本船の用船中においては、機構が貸与した機構旗を船橋周辺の見えやすい場所に掲げること。
 - (2) 諸設備
本船は法律で定められた設備を備え、かつ、維持管理をすること。
- 8 本船は船舶要目表、海員（乗組員）名簿、有効な船舶検査証書、船舶検査手帳、船舶国籍証書及び無線局免許状、船舶整備記録簿及び漁船原簿を提示しなければならない。
- 9 本船の船内には緊急事態に備えた連絡体制及び対応マニュアルを備えなければならない。
- 10 この仕様書によることが困難である場合においては、機構及び船舶所有者が別途協議の上決定するものとする。

第二章 調査船

調査船については、第一章総則の定めによるほか下記によるものとする。

- 1 本船はそれぞれの調査の目的を達成できる船型、漁ろうに関する諸設備を有するものとする。また、調査の実施については、別に定める調査要領によるものとする。
- 2 本船の行動日数は同調査要領に定められた日数とする。
ただし、調査実施上やむを得ず調査計画を変更した場合には、機構が認めたその日数とする。
- 3 本船は調査船として次の設備を備えなければならない。
 - (1) 標 識
外国の200海里水域において調査を実施する場合であって、当該外国の法令又は漁業協定等で調査船の標識が義務づけられている場合には、その定められた標識を塗装又は掲示すること。
 - (2) 諸設備
 - ア 本船は、調査実施上必要とする漁ろう設備等を常時作動できる状態に維持管理すること。
 - イ 本船は、荒天下にあっても安全に漁獲物の調査、測定が行い得る専用の場所を確保すること。
 - ウ 本船は、よりよい船位を把握するため、精度の高い位置測定用航海計器を備えること。
なお、前記1に定めるもののほか、特殊な設備、漁具又は機器を必要とする場合は、機構及び船舶所有者と協議の上決定するものとする。
- 4 調査に付随して採捕された漁獲物等は全て機構に帰属するものとし、調査用標本を除きその処理に係る具体的方法については、別途調査員が指示するものとする。

第三章 乗組員の服務に関する注意事項

- 1 船長は、調査員等の指示を受け、乗組員を指揮監督して船務及び業務一切を処理統轄し、調査の遂行に協力すること。
- 2 船長は、船体の構造、操船上の性能及び機関の能力等を十分に把握の上自船の保安及び能率的な運航に努めること。
- 3 船長は、業務を遂行する上で支障をきたさないよう、出航前の検査を行い、船体、機関、無線機器及び航海計器その他属具の整備点検に心がけること。
- 4 船長は、気象条件の変化に留意し、特に、荒天の際は自船の保安に十分な措置をとること。
- 5 船長は原則として次の場合には船橋で指揮をすること。
 - (1) 出入港及び転描のとき
 - (2) 狭水道及び漁船が密集して操業する海域を航行するとき
 - (3) 視界不良及び海難救助のとき
 - (4) 調査のとき
 - (5) その他船舶に危険のおそれがあるとき
- 6 一等航海士は船長を補佐し、その命を受け船務及び業務を処理するとともに船員の秩序維持等の管理にあたること。
- 7 乗組員の勤務について、船長が必要と認めるときは、通常の勤務時間の割振りによらない勤務方法を命ずることがあること。
- 8 乗組員は次の事項を守ること。
 - (1) 上長の職務上の命令に従うこと
 - (2) 職務を怠り、また、他の乗組員の職務を妨げないこと
 - (3) 船長の指定するときまでに乗船すること
 - (4) 船長の許可なく下船しないこと
 - (5) 船長の許可なく端艇その他重要な属具を使用しないこと
 - (6) 船内の食料又は清水を浪費しないこと
 - (7) 船長の許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙しないこと
 - (8) 船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から物品を持出さないこと
 - (9) 船内において争闘、乱酔その他粗暴の行為をしないこと
 - (10) その他船内の秩序を乱すようなことをしないこと
 - (11) 出入港時及び操業中は、恒常的にヘルメット及びライフジャケットを着用すること

9 乗船乗務中の当直者は次の事項を遵守すること。

- (1) 見張りを厳重にし、みだりに船橋を離れないこと
- (2) 船長から指示された事項に留意し、その遂行に努めること
- (3) 当直者は船内を巡検し、火気、浸水その他航行の支障となるような原因の防除に努めること

10 船長は、停泊中においても、自船の保安、見張り等のため、停泊当直を行わせること。

11 機密の保持について

- (1) 船舶の行動等職務上知り得た事実を外部の者に漏らさないこと
- (2) 船内機密書類については、船長が保管し、取扱については十分注意すること
- (3) 外来者に対し船長の許可なく乗船させないこと

漁獲物販売委託業務仕様書

1. 調査事業名

海洋水産資源開発事業（遠洋かつお釣：太平洋中・西部海域）

2. 業務目的等

本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下、「機構」という。）が用船の目的である調査を実施することにより漁獲する漁獲物について、適切な販売収入を獲得するため、水揚げ港の選定、水揚げ作業の調整、販売に係る諸手続き、販売結果の報告及び代金の回収に関する業務等を行う。

なお、本業務を実施する場合、第三者へ委託することを妨げない。

3. 予定水揚げ港 静岡県焼津市焼津港又は鹿児島県枕崎市枕崎港

4. 業務期間 自) 令和8年5月13日 至) 令和8年8月20日

5. 予定水揚げ数量及び主な漁獲物

予定水揚げ数量：約 700 トン

主な漁獲物：遠洋かつお釣船で漁獲した漁獲物（主にカツオ・マグロ類）

6. 手数料等

本件に係る手数料率の上限は「1. 0%」とする。なお、上記の率により計算される手数料には、市場又は販売先が差し引く手数料及び同者が手配した水揚げ及び販売に係る直接経費は含まれないが、契約者が第三者に本業務の一部又は全部を委託した場合の手数料及び直接経費は全て含まれることとする。

7. 業務内容 上記5. の漁獲物販売に係る以下の業務を行うこと。

(1) 予定する港の水揚げ及び販売に係る必要な手続き、手配に関する事項

- ① 当機構の漁獲物が適切な価格で販売できるよう、市況及び各市場の間屋等を通じて情報を収集し、最適な水揚げ港・市場を提案すること。
- ② 市場に対して入港日、漁獲物明細、ハッチプラン等を連絡し、当機構と打ち合わせのうえ、販売方法（市場上場、倉入の割合等）の調整を図ること。
- ③ スムーズに市場上場ができるように、市場において必要な手続について行うこと。
- ④ 漁獲物の単価向上のため、仲買人への漁獲物（製品）のPR等を行うこと。

(2) 対象漁獲物の相場及び需給状況の情報提供に関する事項

当機構の販売戦略に役立つよう、各港における市況等の情報提供を行うこと。

(3) 水揚げ及び漁獲物検量の立ち合いに関する事項

全ての水揚げに立ち合いを求めないが、当機構の立合いの依頼については、誠実に対応すること。

(4) 漁獲物の付加価値向上に資する試験への協力に関する事項

本調査で作成した脂質含量情報を付加した製品の試験販売について、当機構への助言や関連する仲買人への協力依頼等、同試験に関する対応を当機構の依頼に応じて行うこと。

(5) 販売結果の報告に関する事項

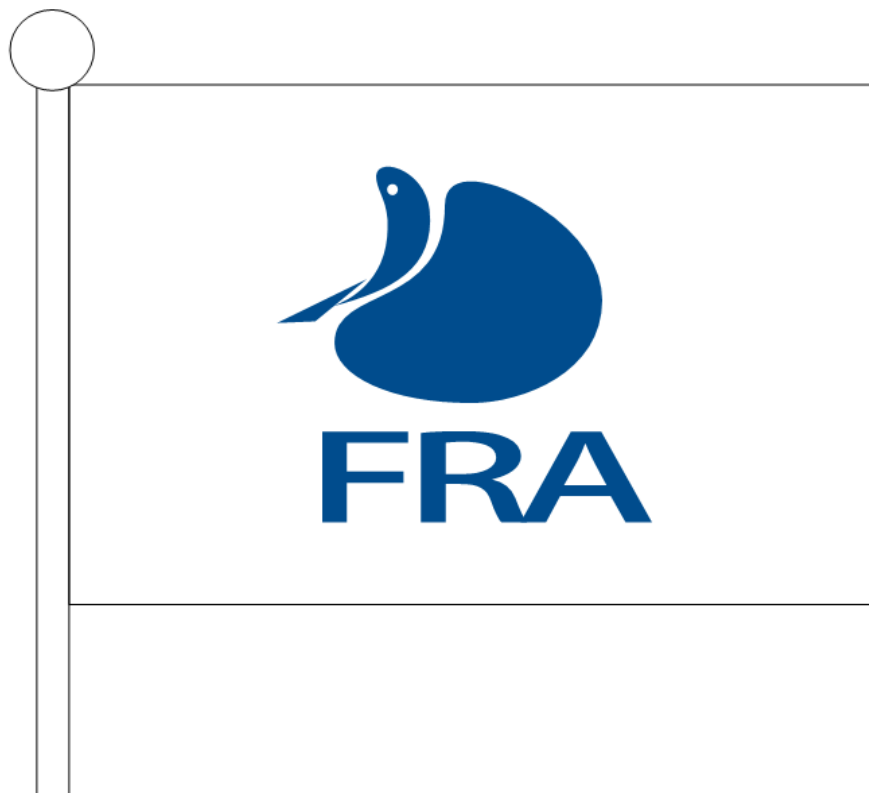
- ① 販売結果については、事前に当機構と報告方法を調整し、証拠証票（市場仕切書等）添付して提出すること。
- ② 販売代金の当機構への送金に関する事項
- ③ 販売代金は、市場又は販売先から入金後、業務委託手数料分差し引いた額を遅滞なく当機構指定の口座に振り込むこと。

8. その他

漁獲物の販売に係わる上記以外の業務が発生した場合は担当職員の指示によるものとする。なお、詳細については、担当職員の指示に従うこと。

■ フラッグ

フラッグには、シンボルマークと法人名の組み合わせの「英語バージョン・中央揃えタイプ」を使用してください。フラッグのサイズは幅2.4m、高さ1.6mを基準としています。ただし、比率を同じくすれば他のサイズでの使用も可能です。なお、フラッグに使用する場合は、プリントのクオリティのバラつきを防ぐため、「グラデーションなしバージョン」を原則とします。



■ 指定色



プロセスカラー RGB カラー

C_100

R_12

M_75

G_36

Y_10

B_117

K_10

特色指定

PANTONE_7462 C

DIC_184